

決 算 審 査 特 別 委 員 会

委 員 長 報 告 (案)

平成22年12月17日

平成21年度決算に係る指摘事項一覧

【文書指摘】

- 1 鳥取療育園について (福祉保健部)
- 2 地域医療連携の一層の推進と回復期等を担う医療機関等の整備について (福祉保健部、病院局)
- 3 燕趙園の振興について (生活環境部)
- 4 耕作放棄地対策の推進について (農林水産部)
- 5 なら枯れ被害の拡大防止について (農林水産部)
- 6 鳥取港海友館のあり方について (県土整備部)
- 7 教育局の組織体制及び役割について (教育委員会)
- 8 崎津工業団地の土地利用について (企業局)
- 9 日野川工業用水の今後の取り組みについて (企業局)

決算審査特別委員会委員長報告

(平成22年12月17日)

本年9月定例会において、当委員会が審査の付託を受けました議案第24号「平成21年度鳥取県営企業決算の認定について」及び議案第25号「平成21年度鳥取県営病院事業決算の認定について」、並びに今定例会において審査の付託を受けました議案第16号「平成21年度決算の認定について」、以上3議案につきましては、決算審査の結果を平成23年度の予算に反映させるべく精力的に審査等を行ってきたところでありますが、以下その経過及び結果をご報告申し上げます。

当委員会は、審査を効率的に行うため、総務教育（福本竜平 主査）、福祉生活（澤紀男 主査）、農林水産商工（伊藤美都夫 主査）、企画県土警察（上村忠史 主査）、県営企業（興治英夫 主査）、病院事業（藤縄喜和 主査）の6分科会を設けて審査を分担し、予算執行が議決の趣旨に沿い、適正かつ効率的に行われていたかについて、各部局ごとに、主管部局長等から決算の内容等についての詳細な説明を聞き、質疑、現地調査などの審査をしてまいりました。

(審査結果)

なお、審査意見として、今後速やかに検討又は改善すべきものと決定した事項について申し上げます。

まず、第1点目は、鳥取療育園について であります。

鳥取療育園は、昭和50年に開園後、肢体不自由児や発達障がい児などの障がい児が地域で生活するための各種支援や保護者の子育て応援などを行っていますが、近年、特に発達障がい児に関する相談や外来が多く、新規の診察の場合は予約後2～3ヶ月後になるなど多忙を極めています。

また、施設も狭隘化しており、外来の待合い場所が通路となってしまう場合があるなど、利用者に不都合が生じています。

鳥取療育園のこうした状況は、県内の米子、倉吉にある同様の施設と比較して顕著であります。

このため、鳥取療育園が適切かつ迅速に保護者や学校などのニーズに応えることができるよう医師をはじめとした人員確保や職員数の充実を図るとともに、狭隘化している施設についても、現在地周辺への移転も含めた検討を行うことが必要であります。

第2点目は、地域医療連携の一層の推進と回復期等を担う医療機関等の整備についてであります。

両県立病院では、地域医療連携推進のセクションを設置し、医療ソーシャルワーカー等の専門職を配置するなど体制の充実を図り、医療機関の役割分担や連携を進め、急性期中心の医療へのシフトに取り組んできており、紹介率や逆紹介率の向上等となってその成果が現れてきているところであります。

一方、急性期の治療を終えた患者、特に継続して医師の医療行為を要する患者を受け入れられる療養型病院等の回復期・維持期を担う医療機関等の体制・整備が十分とは言えない状況があり、治療が終わり症状が安定しても患者が転退院できないケースがあります。

高齢化がますます進む中、地域において切れ目ない適切な医療サービスが受けられる体制づくりは急務であり、医療、保健、福祉の役割分担と連携の一層の推進が必要であります。

このため、知事部局と連携し、病床・設備等の整備、医師・看護師等の人材確保・育成、その他必要な支援など回復期・維持期を担う医療機関等の受入体制の整備等について、関係者による具体的かつ実践的な検討を早急に始めるべきであります。

第3点目は、燕趙園の振興についてであります。

燕趙園は総事業費20億6千万円をかけて平成7年に鳥取県中部地域の観光施設の中核的な役割を担う施設として開園しましたが、入園者は開園後右肩下がりの状況であります。

燕趙園ではリピーターの確保等来園者数の増加を図るため、様々なイベントなどを工夫しながら取り組んでいますが、効果が現れていません。

このため、地元の旅館や自治体などと一体となった地元密着型のイベントを積極的に行うことが必要であります。

さらに、地元密着型のイベントを県外の観光業者に積極的に売り込むなど、より地元業界・団体と一体となった入園者の確保に力を入れるべきであります。

第4点目は、耕作放棄地対策の推進についてであります。

県内の耕作放棄地が1,000haを超える状況となっているため、国の交付金を活用するなどして耕作放棄地解消の取り組みが行われているところであります。

しかし、解消が確認された面積は89haに留まり、そのうち県の再生推進事業で整備された35haのうち10haについては、作付作物が決まっていない状況となっております。

このような状況を解消するためには、再生すべき農地について農地所有者と耕作者、作付作物をコーディネートすることのできる人材を育成・配置し、解消確認地が数年後においても農地として維持され、投資効果の検証が行える体制を整備すべきであります。

併せて、耕作放棄地解消のため、緊急雇用創出事業の活用も検討すべきであります。

第5点目は、なら枯れ被害の拡大防止について であります。

なら枯れ被害の拡大防止については、昨年度、徹底した取り組みを講じるよう指摘を行ったところですが、この1年で被害本数は2.4倍となり、その勢いは拡大の一途をたどっています。

対策として伐採・薬剤くん蒸、防除処理等を行っているところですが、被害木は山中に点在しており、作業は極めて困難な状況となっています。

このまま拡大すれば、森林の持つ公益的機能が十分に発揮出来なくなることが心配されます。

被害が全国的に拡大している背景も踏まえ、被害防止の研究を国に要望するとともに、被害木や、被害に遭う前の樹木の対応に緊急雇用創出事業を活用するなどして、早急に抜本的な対策を講ずべきであります。

第6点目は、鳥取港海友館のあり方について であります。

鳥取港海友館は、鳥取県港湾事務所の設置等に関する条例に基づき、港湾に対する理解を促進し、海を通じた交流の発展に資する目的で平成7年に港湾事務所に附置された施設であります。

開館初年度は、1万8千人を超える来館者を迎えていましたが、開会以来展示施設が更新されていないこともあり、リピーターが少なく、昨年度は4千人強と初年度の4分の1以下まで来館者が減っている状況です。また、利用形態についても展示物の見学目的ではなく、乳幼児連れの保護者の休憩室利用も多くみられ、設置目的の面からみてもその存在意義が薄れている状況にあります。このような展示施設を現在のまま放置するのではなく、展示・学習施設の集約・拠点化の観点から、統廃合を視野に入れた現施設の見直しを行うべきであります。

第7点目は、教育局の組織体制及び役割についてであります。

教育局は、市町村や学校等に対する指導・助言及び情報提供、小中学校教職員の人事管理や研修等において、教育委員会事務局(本庁)の役割を補完する機能を果たしてきました。

しかし、地方分権改革の進展など教育行政を取り巻く状況が大きく変化し、市町村への教員人事権移譲を認める動きも見られる中で、教育局が果たすべき役割について、再考すべき時期にきています。

教育局が縮小・廃止の方向に向かうべきか、それとも、今まで以上に市町村等に対する教育支援機能を充実し、その存在意義を高めていくべきかを見極め、その上で、教育局の組織体制や本庁・市町村との役割分担などについて再編成すべきであります。

第8点目は、崎津工業団地の土地利用についてであります。

崎津工業団地は、平成11年に財団法人米子崎津地区開発促進公社から購入し、現在、粗造成は完了しましたが、上下水道及び道路等は未整備のままです。

一方、土地利用については、平成13～15年に「土地利用に関する検討委員会」で土地利用の具体案がまとめられ、平成17年に「米子市及び県関係部局による土地利用に関する検討会」でリサイクル産業に関して今後も検討すべきとされていましたが、その後十分な検討が継続されていません。また、オーダーメイド型の工業団地として企業誘致に取り組んでいますが、現在まで一向に進展がみられない状況であります。

については、土地利用について、近年の社会情勢の変化に対応し、環境エネルギーなども含めて幅広く再検討すべきであります。

最後に、日野川工業用水の今後の取り組みについてであります。

日野川工業用水道事業は、昭和43年度から給水を開始し、平成14年度からは工業用水の需要量増加に対応できるよう40,000 m³/日の新たな取水施設等の運用を行い、現在では、給水能力77,000 m³/日となっています。

現状では、85事業者に対して36,300 m³/日を供給していますが、給水能力の77,000 m³/日に対して約47%の供給であり、運転監視業務の外部委託や点検周期の見直しなど、効率的な経営の努力に取り組んでいるものの、工水需要の減量と低迷のため、一般会計からの借入金などの増加が予想されます。

工業用水事業は、県内産業の振興、企業誘致、雇用効果などへの意義が大きいことから、経営実態を広く県民に明らかにし、県民意見を考慮しながら経営の合理化を含め、今後の事業のあり方を検討すべきであります。

審査意見は、以上であります。

なお、ただいま申し上げました指摘事項に対する対応状況並びに来年度予算への反映状況については、今後も継続して調査することとしております。

これをもちまして、本委員会の審査結果の報告を終わります。